

#### (4) 適用日等

上記改定事項は、昭和55年4月1日に遡及適用され、差額等は昭和55年12月24日に支給された。

### • 昭和56年2月県議会で議決された

#### 給与改定

昭和55年10月20日の県人事委員会の給与勧告等には、寒冷地手当の改定も含まれていたが、諸般の状況等から昭和55年12月の定例県議会に当該手当の改定について提案することが見送られ、昭和56年2月定例県議会に提案され、同年2月28日議決された。

その概要是、次のとおりである。

#### (1) 支給対象者

基準日（8月10日）現在在職する者のみが支給対象とされていたが、改正により次の者も当該手当の支給または追給されることになった。

##### ① 支給対象者

ア 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に採用された場合

イ 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に無給休職者等から寒冷地において復職した場合

##### ② 追給対象者

寒冷地手当の支給を受けた者が、基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に、支給額の高い級地へ異動した場合のみ追給が行われていたが、次の場合も追給されることになった。

(1) 支給額の高い世帯等の区分になった場合

(2) 支給額の低い休職給の割合になった場合

(3) 有給休職者が復職した場合

③ 支給または追給の割合は、次のとおりである。

時 期 の 区 分	割 合	
	寒 冷 地 手 当 の 額 の 異 な る 地 域 へ の 異 動 の 場 合	そ の 他 の 場 合
基 準 日 の 翌 日 か ら 11 月 末 日 ま で	100分の 100	100分の 80
12 月 1 日 か ら 12 月 末 日 ま で	100分の 75	100分の 60
1 月 1 日 か ら 1 月 末 日 ま で	100分の 50	100分の 40
2 月 1 日 か ら 2 月 末 日 ま で	100分の 25	100分の 20

#### (2) 返納対象者

寒冷地手当の支給を受けた者が翌年の1月末日までの間に支給額の低い級地に異動した場合のみ返納措置が講じられていたが、改正により次の場合も返納を要することとなった。

① 支給額の低い世帯等の区分になった場合

② 支給額の低い休職給の割合になった場合

③ 有給休職者以外の者が有給休職者になった場合

④ 無給休職者となった場合

⑤ 職員でなくなった場合（ただし死亡を除く。）

返納の割合は次のとおりである。

時 期 の 区 分	割 合
基 準 日 の 翌 日 か ら 11 月 末 日 ま で	100 分 の 50
12 月 1 日 か ら 12 月 末 日 ま で	100 分 の 37.5
1 月 1 日 か ら 1 月 末 日 ま で	100 分 の 25

#### (3) 支給基準額及び附加定額の改定

基準額の定率分についておおむね3分の1程度減じ、当該程度の額を定額分に増額したほか、4、5級地に支給される附加定額についても増額された。（別記2諸手当一覧表の寒冷地手当欄を参照のこと。）

#### (4) 豪雪に係る手当の改定

3、2及び1級地に豪雪があった場合支給される当該手当額が、次のように改定された。

世 带 等 の 区 分		
世 带 主 で あ る 职 员		そ の 他 の 职 员
扶 養 親 族 の あ る 职 员	扶 養 親 族 の な い 职 员	
7,500円	5,000円	2,500円
旧 2,500円	旧 1,700円	旧 850円

#### (5) 最高支給額の設定

支給額の上限額が新設された。その額は、国の指定職俸給表1号俸（55年8月現在384,000円）の俸給月額を基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額とされた。

#### (6) 改定に伴う経過措置

55年8月に現に支給を受けた寒冷地手当額が、改定により算出される額より下回る場合には、55年度に限り既支給額が保障され、56年度以降は暫定基準額と改定後の基準額とを比較し、高い方の額が支給される保障措置が講じられた。

また、前記(2)の返納については、55年度は適用されないこととされている。

#### (7) 適用日等

上記改定事項は、55年8月9日に遡及適用され、これに伴う差額支給は、昭和56年3月20日に行われた。

なお、寒冷地手当の改定は、昭和43年の改定以来のものである。